

Harmony通信

vol.252
2026.02

URL: <http://www.harmony-office.com/>
mail: info@harmony-office.com
tel:022-796-9231 fax:022-796-9232



特集

■健康保険の被扶養者認定は令和8年4月から労働契約内容で年間収入を判定

健康保険の被扶養者としての届出に係る者（以下「認定対象者」という。）の年間収入については、認定対象者の過去の収入、現時点の収入または将来の収入の見込みなどから、今後1年間の収入の見込みにより判定されていましたが、令和8年4月からは、就業調整対策の観点から、被扶養者認定の予見可能性を高めるため、次のとおり、労働契約段階で見込まれる収入を用いて被扶養者の認定を行うこととされました。

- ◆労働契約で定められた賃金（労働基準法第11条に規定される賃金をいい、諸手当および賞与も含まれる。）から見込まれる年間収入が130万円（認定対象者が60歳以上の者である場合または概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合にあっては、180万円。認定対象者（被保険者の配偶者を除く。）が19歳以上23歳未満である場合にあっては150万円）未満であり、かつ、他の収入が見込まれず、
(1) 認定対象者が被保険者と同一世帯に属している場合には、被保険者の年間収入の2分の1未満であると認められる場合
(2) 認定対象者が被保険者と同一世帯に属していない場合には、被保険者からの援助に依る収入額より少ない場合には、原則として、被扶養者に該当するものとして取り扱う。

- ◆労働契約の内容によって被扶養者の認定を行う場合は、労働基準法第15条の規定に基づき交付される「労働条件通知書」（以下「通知書」という。）等の労働契約の内容が分かる書類の添付および当該認定対象者に「給与収入のみである」旨の申立てを求めるこにより確認する。具体的には、通知書等の賃金を確認し、年間収入が130万円未満（一定の場合は180万円または150万円未満）である場合には、原則として被扶養者として取り扱う。なお、労働契約の更新が行われた場合や労働条件に変更があった場合（以下「条件変更」という。）には、当該内容に基づき被扶養者に係る確認を実施することとし、条件変更の都度、当該内容が分かる書面等の提出を求める。

【厚生労働省「労働契約内容による年間収入が基準額未満である場合の被扶養者の認定における年間収入の取扱いについて】

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T251006S0060.pdf>

編集後記：バレンタインデー用のチョコレートが沢山店頭に並ぶようになりました。カカオ豆の高騰は落ちていたそうですが、それでも一粒あたりの平均価格は436円（前年比+4%）となったそうです（帝国データバンク調べ）。大手百貨店などが販売する155ブランドを対象とした調査なので、この位はするでしょうが、2年前までは300円台だったことを考えると驚きを禁じえません。それでも売れるのがチョコレート、大切な人、家族、自分用にこの時期にしか手に入らない商品を選ぶのはなんとも楽しいものです。

TOPICS

■モデル就業規則 最新版の内容は？

◆厚生労働省のモデル就業規則とは？

厚生労働省が労働基準法をはじめとする関係法令等の規定を踏まえ就業規則の規程例を解説とともに示したものです。あくまでモデル例ではありますが、自社の就業規則を作成する際の参考として活用できます。モデル就業規則は定期的に改訂されており、令和7年12月に最新版が出ています。

◆主な改訂事項

I 国会または地方議会の議員に立候補するための休暇に関する規定例の追加（第32条）

（裁判員等のための休暇等）

第32条 労働者が裁判員若しくは補充裁判員となつた場合又は裁判員候補者となつた場合には、次のとおり休暇を与える。

- ① 裁判員又は補充裁判員となつた場合必要な日数
- ② 裁判員候補者となつた場合 必要な時間

2 労働者が国又は地方公共団体の議員の選挙において候補者となつた場合には、選挙運動の期間につき、選挙運動のために必要な日数の休暇を与える。

⇒労働者が裁判員や裁判員候補者となつた場合や、法定の選挙運動期間中に選挙運動を行う場合で、労働者からその職務に必要な時間を請求されたときは、使用者はこれを拒んではなりません（労基法7条）。そのため、裁判員等のための休暇や立候補のための休暇を制度として導入することが求められます。

II 特別休暇の紹介を追加（第5章解説）

モデル就業規則では、特別休暇（法律によって義務とされている休暇ではなく、企業が任意に設ける休暇制度）として、不妊治療休暇（第29条）、慶弔休暇（第30条）、病気休暇（第31条）、裁判員等のための休暇・立候補のための休暇（第32条）を規定例として紹介していますが、その他の例として、ボランティア休暇、ドナー休暇、犯罪被害者等の被害回復のための休暇、更年期症状による体調不良等のための休暇の検討についての紹介が加わりました。

【厚生労働省「モデル就業規則について】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/zigyonushi/model/index.html

Harmony通信

2026.02

#発行：2026年2月10日

#編集・構成：合同会社 Melody



合同会社 Harmony

Harmony 社会保険労務士法人

Harmony 司法書士行政書士事務所

住所：〒980-0011 仙台市青葉区上杉2-3-38 クラッセ上杉ビル4F

TEL:022-796-9231 FAX: 022-796-9232

